

医 薬 機 審 発 0807 第 2 号
令 和 7 年 8 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

希少疾病用再生医療等製品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品が下記のとおり指定されましたので、通知します。

記

指 定 番 号：(R7 再) 第 35 号

再 生 医 療 等 製 品 の 名 称：arlocabtagene autoleucel

予定される効能、効果又は性能：再発又は難治性の多発性骨髄腫

申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称：ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社

